



茂原市下水道事業 水の官民連携 (ウォーターPPP) 導入へ向けた事業者説明会 資料

令和8年 9月1日(火)

茂原市 都市建設部 下水道課

目次

1. 茂原市における下水道事業の課題
2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは
3. 導入検討方針(案)と民間意向調査
4. 官民連携事業と地元企業の参画

1

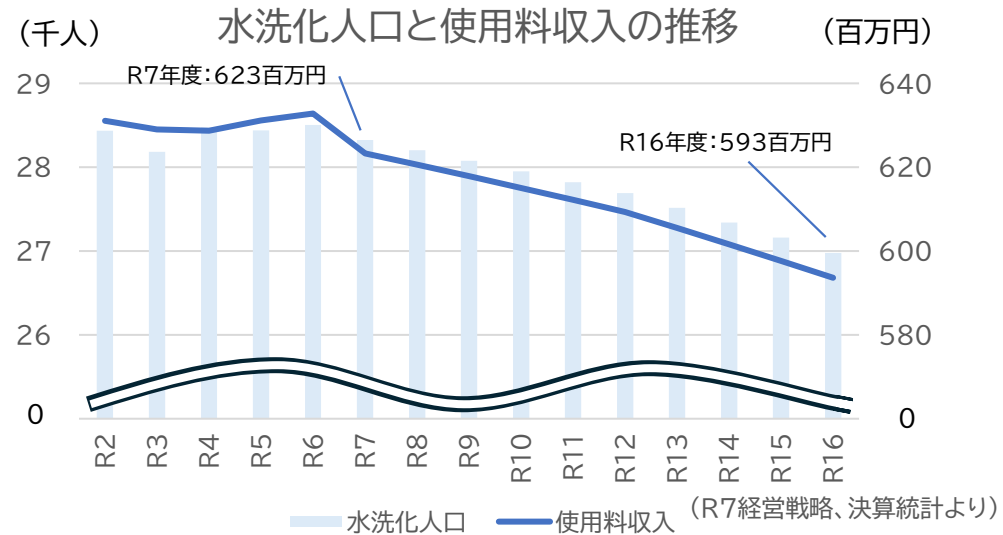
茂原市における 下水道事業の課題

1. 茂原市における下水道事業の課題

カネ

人口減少・利用者減少・使用料減少

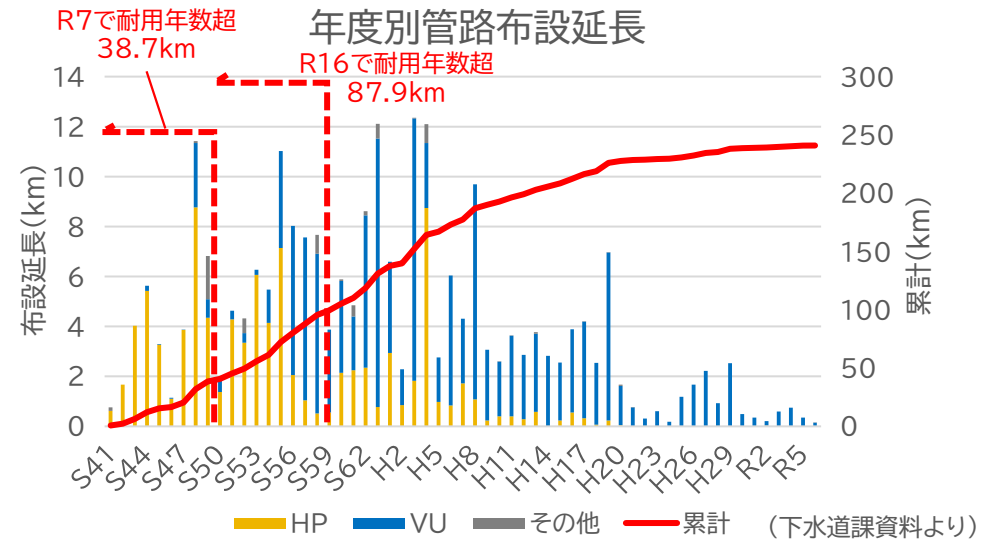
人口減少に伴い、使用料収入も減少する見通し
令和7年度に比べ令和16年度では**4.8%減**の見込
⇒**財務状況を見つつ、必要に応じ下水道使用料の改定を検討**(経営戦略より)



モノ

老朽化の進行・大量更新時期の到来

(管路) 今後は老朽化が急速に進行
標準耐用年数を超える管路施設は
令和7年度**38.7km**⇒令和16年度**87.9km**の見込み
(施設) 耐用年数を超過した設備が増加
標準耐用年数を超える電気機械施設は
令和7年度**153基**⇒令和16年度**167基**の見込み
⇒**ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築・更新を実施**



1. 茂原市における下水道事業の課題

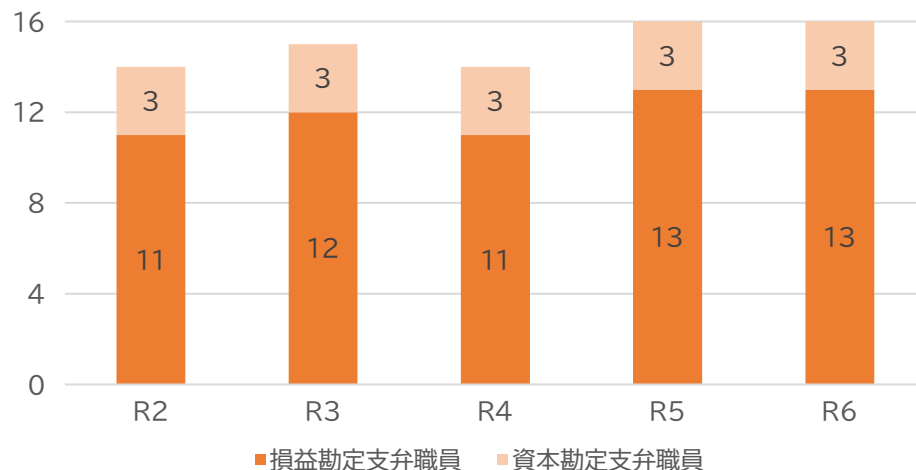
ヒト

職員数は横ばい

施設や管きょの老朽化が進行しており、将来の事業量は増加していく見通し

⇒ 必要最低限の人員で対応する必要があり、それを補うためには民間の力が必要
(経営戦略より)

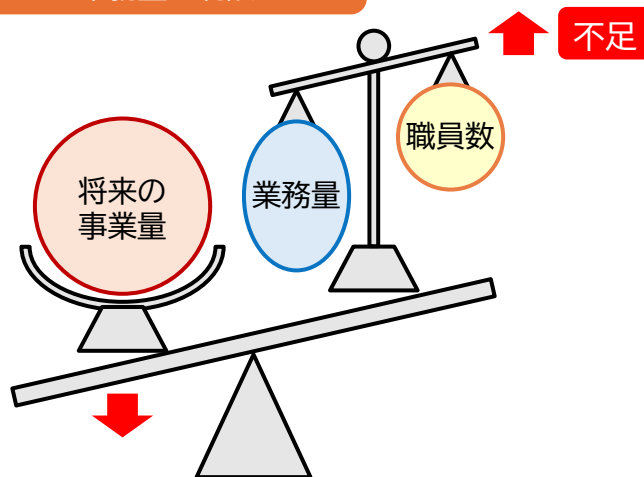
下水道関係職員



【従来型の対応】
職員不足により業務量が制限される

老朽化に伴い、改築事業量が増える一方で対応できる職員が不足するため、その体制の確保が課題

リスク増加



2

水の官民連携 (ウォーターPPP)とは

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

官民連携事業(PPP/PFI)の推進について

国は下水道事業が抱える課題を解決するための手法の一つとして民間の創意工夫を活かし、事業の効率化を向上させることができる**官民連携事業(PPP/PFI)の推進**を掲げている。



執行体制の確保や効率的な事業運営等により、下水道事業の持続のための様々な取組が必要

取組

支出抑制施策

ストックマネジメント

広域化・共同化

新技術導入(ICT)

PPP/PFI(官民連携)

都道府県構想見直し

.....

収入改善施策

使用料の適正化

接続の促進

資産の有効活用
(収益化)

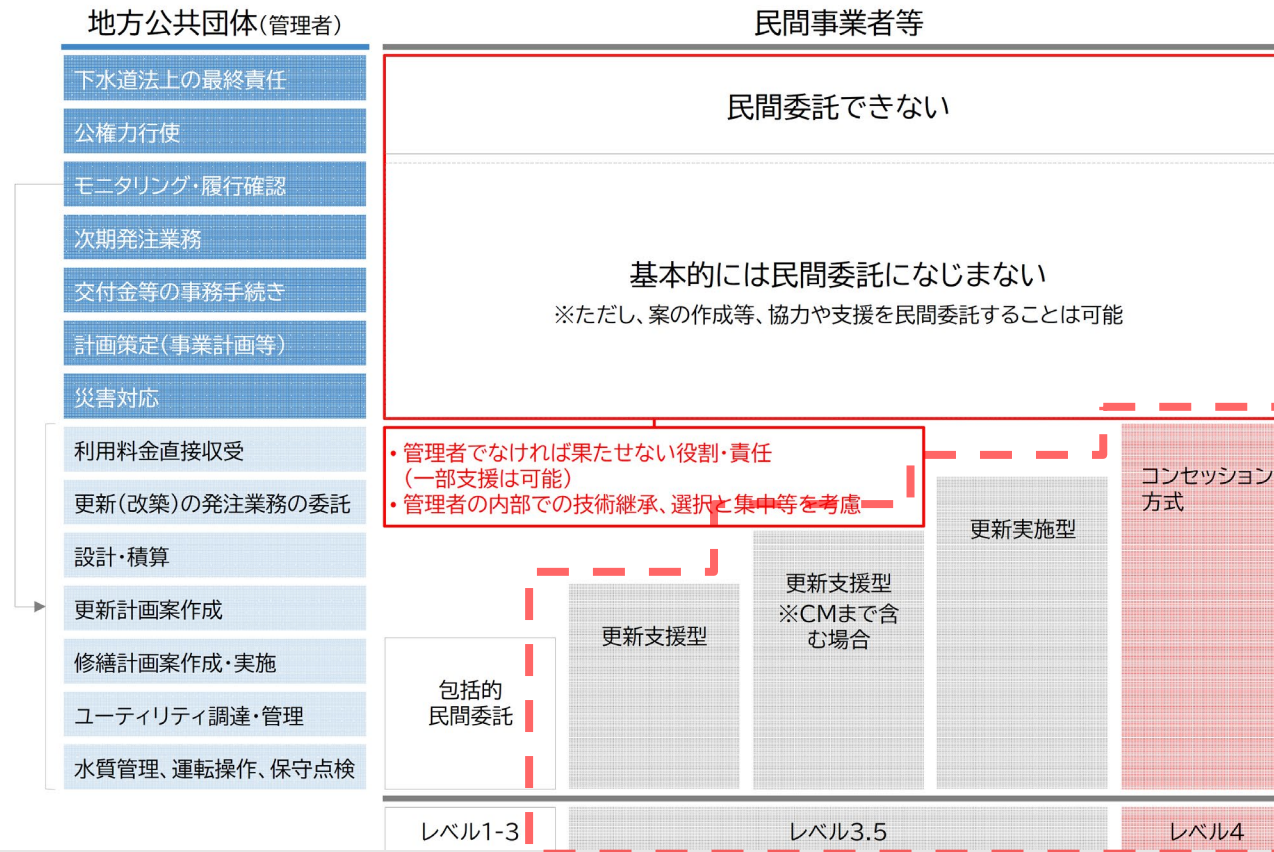
未徴収・滞納対策

.....

出典)国交省『ウォーターPPP導入検討の進め方について』

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

- ▶レベル3.5とレベル1～3は、事業期間の長短、性能発注の程度、修繕や改築に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる
- ▶レベル3.5は将来的にレベル4へと段階的に移行するための方式(レベル3.5の継続も可能)
- ▶レベル3.5は、レベル4に準ずる効果・メリットを期待でき、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいもの

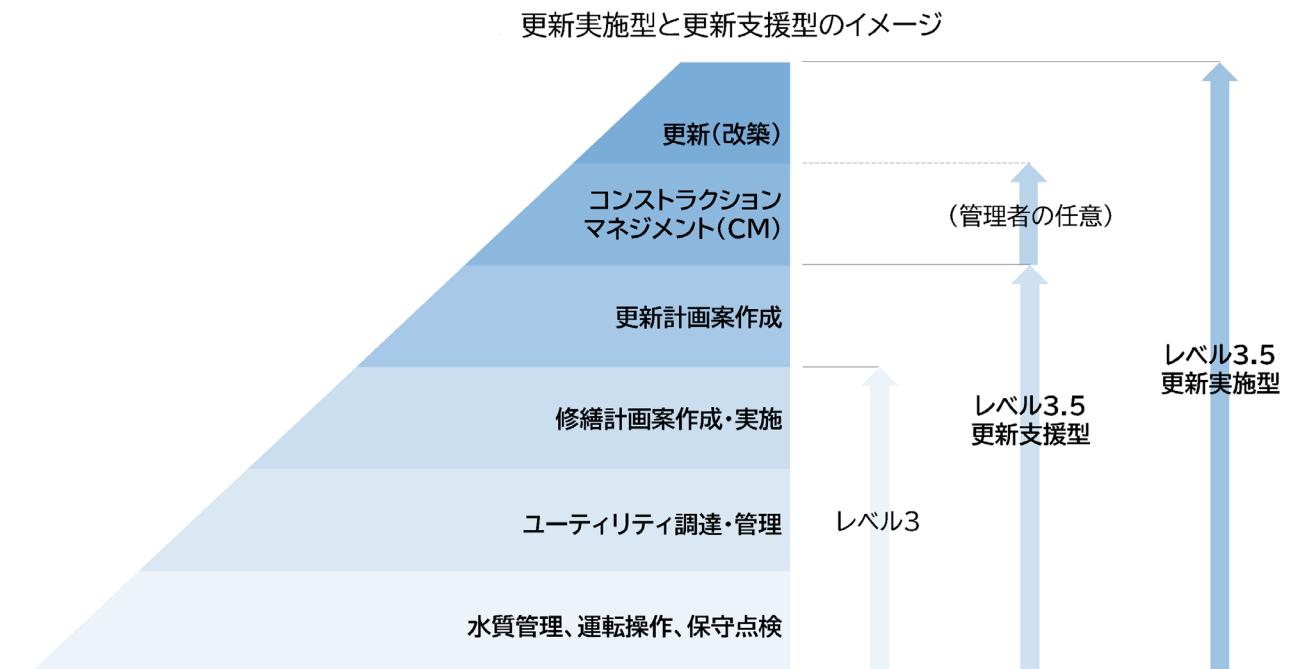


◀ 水の官民連携
(ウォーターPPP)
として新たに位置付け

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

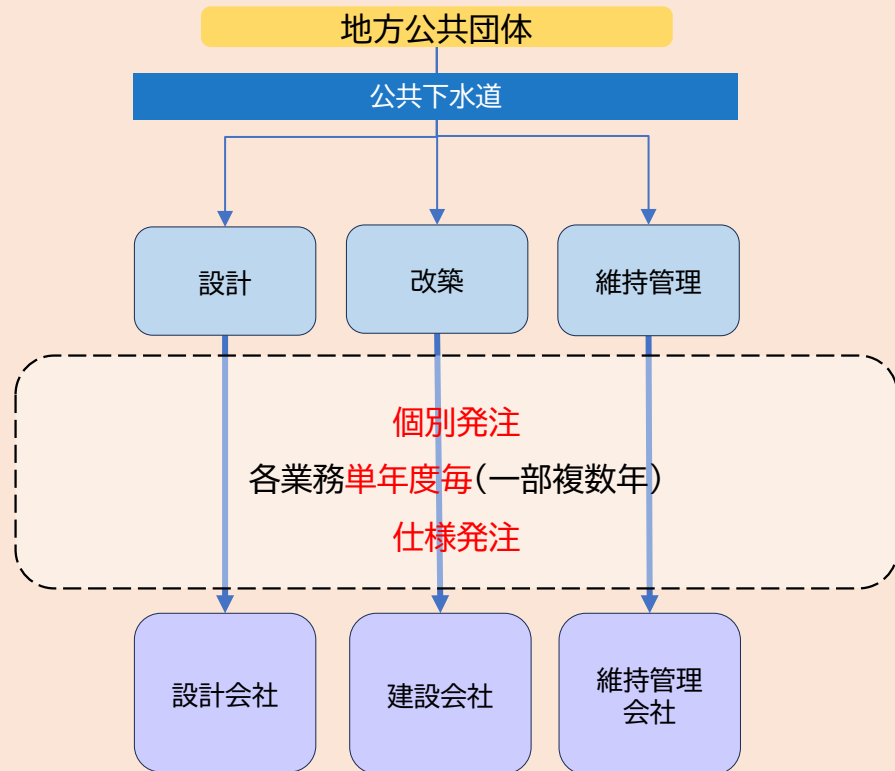
③維持管理と更新の一体マネジメント

- 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨を踏まえ、レベル3までの業務範囲を更新計画案作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」
※コンストラクションマネジメント(ピュア型CM方式)まで含むか否かは管理者の任意
- さらに、改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」
- レベル3.5においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待
- 「更新支援型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)以外の業務を一括で受託者に委ねることができる
- 「更新実施型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)を含めて一括で受託者民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい



2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

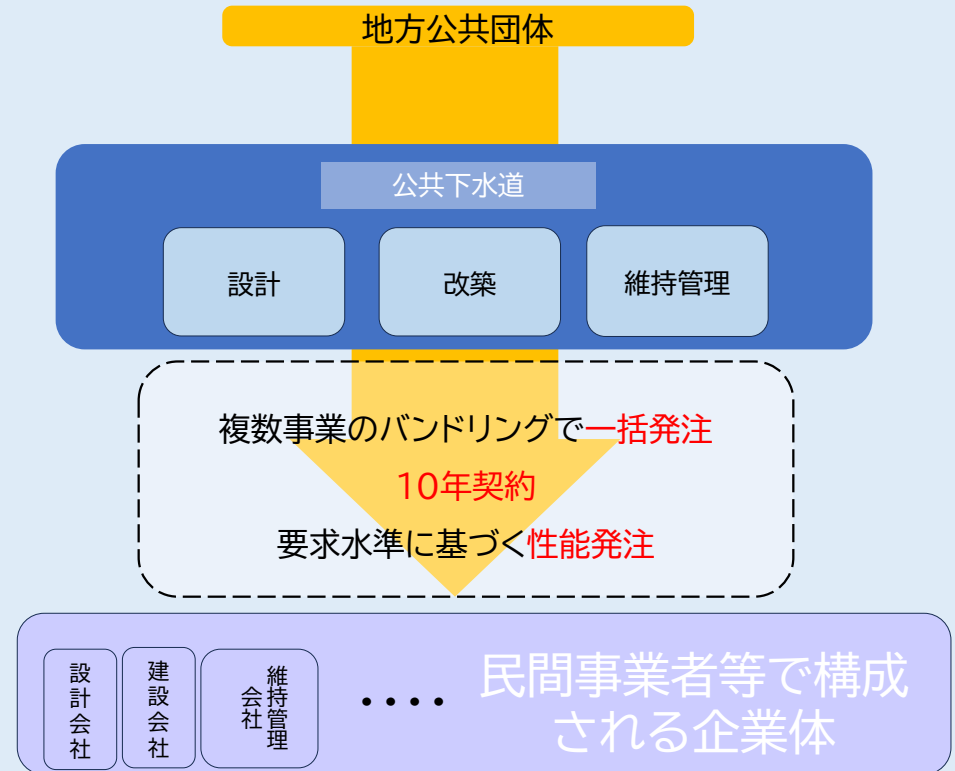
従来発注



○各取り組みに毎に、発注・契約・管理等を短期間で実施

- 自治体 ▶発注と管理に追われ人手不足の中大変。
▶複数の工事の調整も高度で困難。
- 民間 ▶業務が小さい・期間が短く人手がかかる。
▶利益が上げづらい。

今後の発注:水の官民連携(ウォーターPPP)



○各取り組みが一体化、発注・契約・管理等一元化

- ▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
- 契約期間が長期
- ▶スケールメリットが大きく民間も利益を上げやすい
- ▶戦略的な組織・人員計画が可能
- 各取り組み間での連携がスムーズ
- ▶事業の効率化、自治体の労力軽減

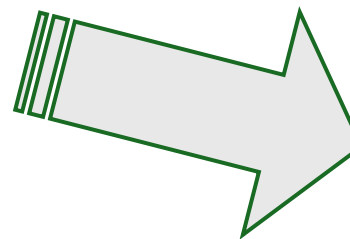
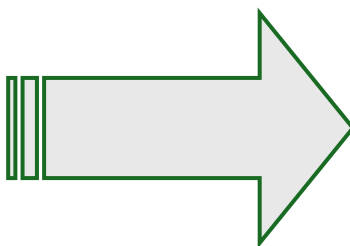
2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

■業務内容・範囲について

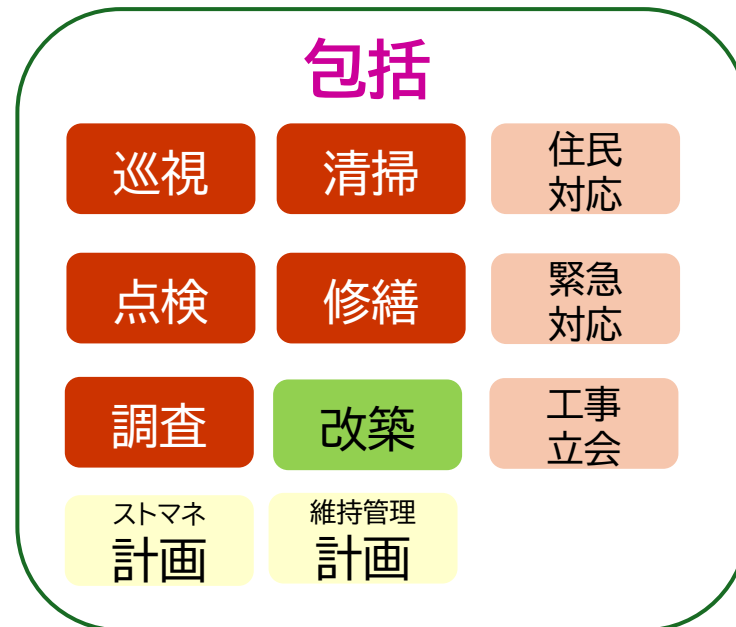
下水道管路施設の主な維持管理業務



パッケージ化



包括



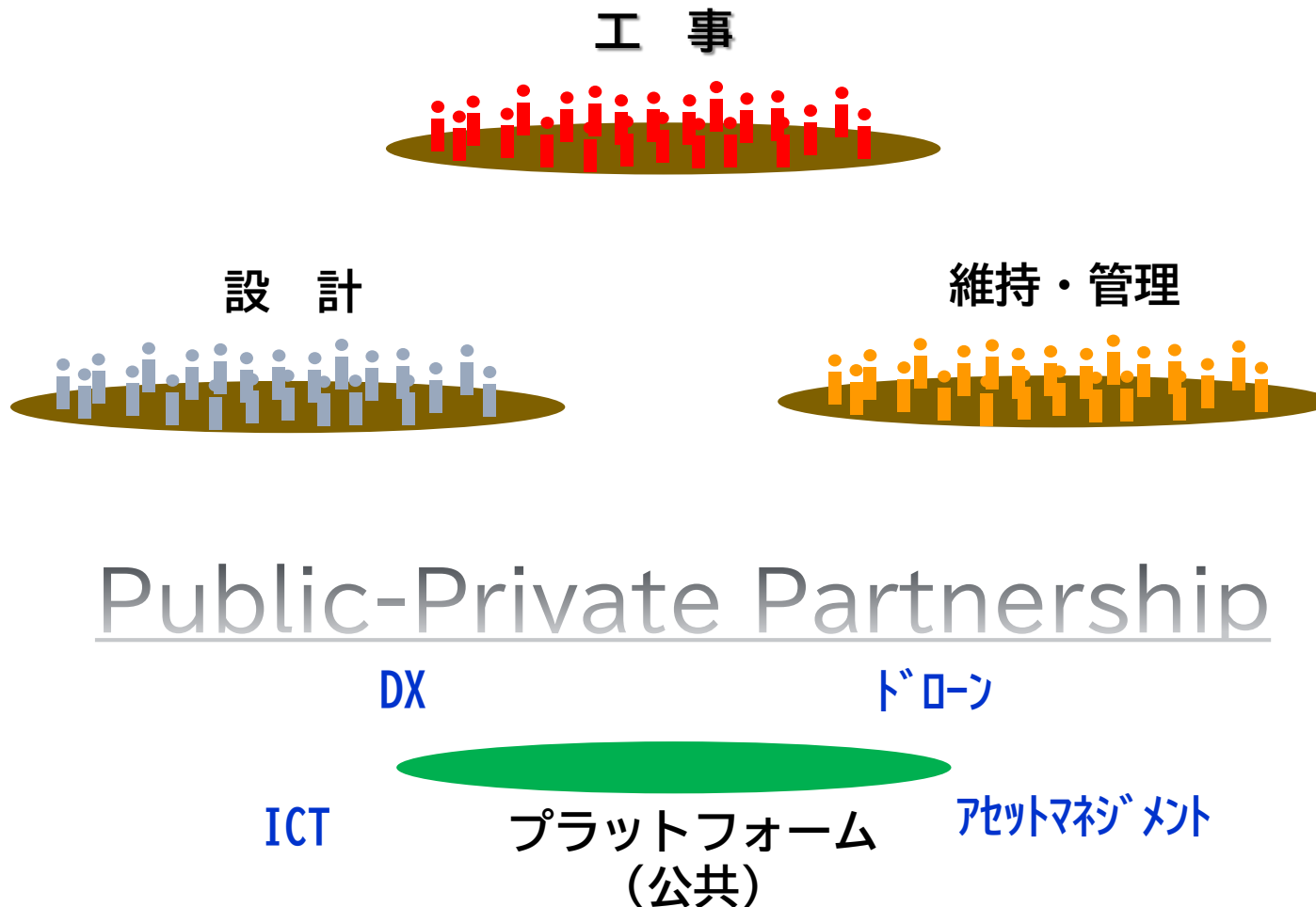
個別



※本図はあくまでもイメージであり、決定したものではありません。
業務内容などは、アンケート調査などを考慮して今後決定します。

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

■PPPのイメージ



2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

水の官民連携(ウォーターPPP)の4要件について

水の官民連携(ウォーターPPP)は、従来の「**コンセッション方式(レベル4)**」と、新たに位置付けた「**管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)**」の総称で、レベル3.5については**4つの要件(4要件)**を満たす必要があることが示された

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

4要件

概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

レベル3.5の4要件の趣旨

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事
運営権(抵当権設定)	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
利用料金直接収受	
上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)	*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による
民間委託
[レベル1~3]

短期契約(3~5年程度)

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

II レベル3.5と1-3の比較

- 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる
- また、修繕や更新(改築)に関係する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

下水道:30件施設

工業用水道:19件

②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要となる事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す

出典)国交省『下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版』

2. 水の官民連携(ウォーターPPP)とは

水の官民連携(ウォーターPPP)の4要件

①長期契約

管理・更新一体マネジメント方式の事業期間は**原則、10年間**。

更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間

②性能発注

管理・更新一体マネジメント方式では**原則、性能発注**。

性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託のこと。

③維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築により効率的・効果的な維持管理が期待できる。**維持管理と改築を一体的に最適化することが可能になる**。

④プロフィットシェア

ライフサイクルコスト削減の提案を促進するために**費用削減分を官民で分配すること**。

分配の割合は管理者の任意。導入することで要件は充足となり、発動の有無は問わない。

3

導入検討方針(案)と 民間意向調査

3. 導入検討方針(案)と民間意向調査

現時点での導入予定事業概要

官民連携方式	管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5) (管路施設更新実施型、処理場施設更新支援型)
対象期間	10年間(令和11年度～令和20年度)
対象事業	公共下水道事業
対象区域	公共下水道事業の全区域
対象施設	全ての施設(管路施設、処理場)
対象業務	公共下水道施設の維持管理・更新緊急対応(苦情処理・緊急補修)、窓口対応(排水設備)業務等の委託
プロフィットシェア	仕組みを導入する予定

3. 導入検討方針(案)と民間意向調査

主な業務における事業量実績(R4～R6の平均)

この表に示した金額は決算額であり、水の官民連携(ウォーターPPP)事業の事業金額ではございません。

施設区分	業務区分	事業区分	年間金額	単位
管路	維持管理	公下	34	百万円
	更新		114	百万円
処理場 ポンプ場	維持管理	公下	205	百万円

苦情対応

管路	維持管理	公下	56	件
----	------	----	----	---

- 1.業務区分「維持管理」にストマネ計画策定業務含む
- 2.緊急対応はR5、R6の平均件数

3. 導入検討方針(案)と民間意向調査

対象施設一覧

※施設情報は令和8年6月時点

事業	管理区分	施設名称	数量	摘要
公共下水道	管路施設	污水管(合流管含)	約259km	
		マンホールポンプ	14ヶ所	
	ポンプ施設	終末処理場	1ヶ所	川中島
		污水中継ポンプ場	2ヶ所	町保、道目木
		污水中継ポンプ場(小規模施設)	4ヶ所	上茂原、長清水、卸売、八幡原

3. 導入検討方針(案)と民間意向調査

民間意向調査(アンケート等)とは

水の官民連携(ウォーターPPP)に関する質問書や個別のヒアリング等により、民間事業者の皆さまから本取り組みに対する理解度や興味関心、対象施設や対象業務に関するご意見を広く求め、事業内容等の検討に活用することを予定しています。

【アンケートの主な質問項目】

- ・貴社が茂原市下水道事業に関する業務を行う上で課題や問題、要望はありますか？
- ・水の官民連携(ウォーターPPP)に対する関心はありますか？
- ・水の官民連携(ウォーターPPP)へ参入意欲がありますか？

など

茂原市下水道管理者

事業者の皆さんは今どんな状況だろうか？
技術者・職人はこれからも確保できるだろうか？
これまでの技術やノウハウは今後も維持できるだろうか？



民間事業者様

当社の強みをどうやって伝えたらいいんだろう？
人手不足の中、どうしたら仕事をこなせるのだろう？



ぜひ、ご協力くださいますようお願いいたします。

4

官民連携事業と 地元企業の参画

4. 官民連携事業と地元企業の参画

ガイドラインでも、官民連携事業への地元企業の参画は、重要視されています。

7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方

上下水道の維持管理は 24 時間 365 日、緊急的な対応が求められるため、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。レベル 3.5 における地元企業の参画については、多様な対応が可能であり、先行事例では地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫が見られる。

管理者は地域の事情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、適切に判断する必要がある。

出典)国交省『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』

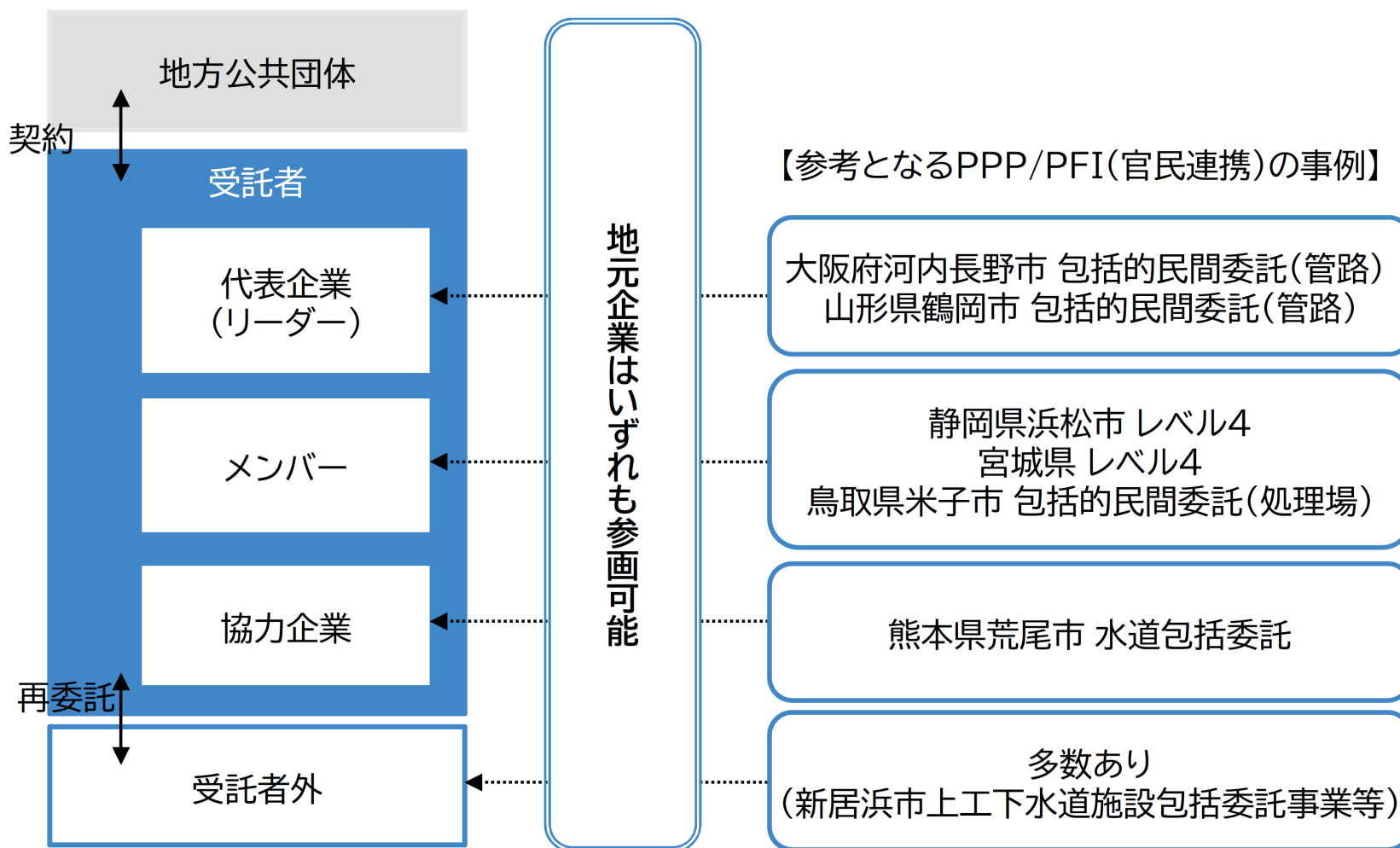
4. 官民連携事業と地元企業の参画

質問	回答
導入検討に際し、必要となる費用の地方負担分について、財源区分を3条と4条のいずれにするか、管理者の任意か？	ご認識のとおりです。
地元(の中小)企業の参画は困難ではないか？	導入を検討する際に、必要な情報を開示したうえで、十分に官民の対話を実施することや、入札・公募の際に、必要に応じて募集要項などに地域への配慮を盛り込むことなどを通じて、<u>地元(の中小)企業の参画可能性を高めることが考えられます。</u> 受託者となる特別目的会社(SPC)や共同企業体(ジョイントベンチャー、JV)に地元企業が参画することは可能です。 ※特別目的会社(SPC)は、「ある特別の事業を行うために設立された事業会社」です。

出典)国交省『下水道分野におけるウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)に関するQ&A』

4. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ 地元企業の参画イメージ



4. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ 受託企業の形態

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の 新会社の設立
類型	地方公共団体 (管理者) 受託者	地方公共団体 (管理者) JV 維持管理 担当 工事関係 担当	地方公共団体 (管理者) 受託者 出資 維持管理 工事関係
効果・ メリット	—	●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)	●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ ポイント	●対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と更新関係)を一人者で対応できる民間事業者等は限られる	●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある ●官出資を行う場合も、次期以降について適宜の見直しや、その際の競争性に留意が必要

4. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ SPCとJVの違い

比較項目	SPC(民法上の <u>法人</u>)	JV(民法上の <u>組合</u>)
契約の権利能力	SPCに権利能力があるため、契約の主体になることができます。	JV自体では権利能力が無いため、契約の主体になることができません(個々の構成員が連名で契約を締結)。
財産帰属	SPCに帰属します。	JVの構成員に帰属します。
団体債務と構成員の責任	構成員は原則としてSPCの債務について出資額以上に責任を負いません(有限責任)。	構成員は原則としてJVの債務について制限無く弁済の責任を負います(無限責任)。

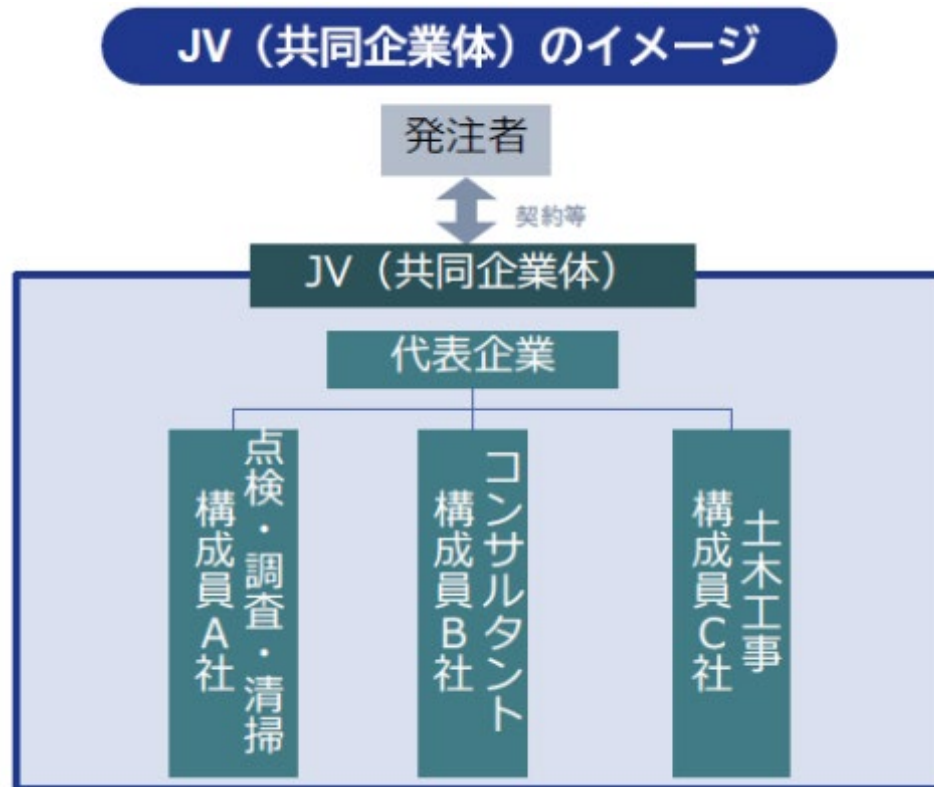
出典)内閣府民間資金等活用事業推進室HP

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/jitsumu/jitsumu02.html

4. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ JV(共同企業体)

建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

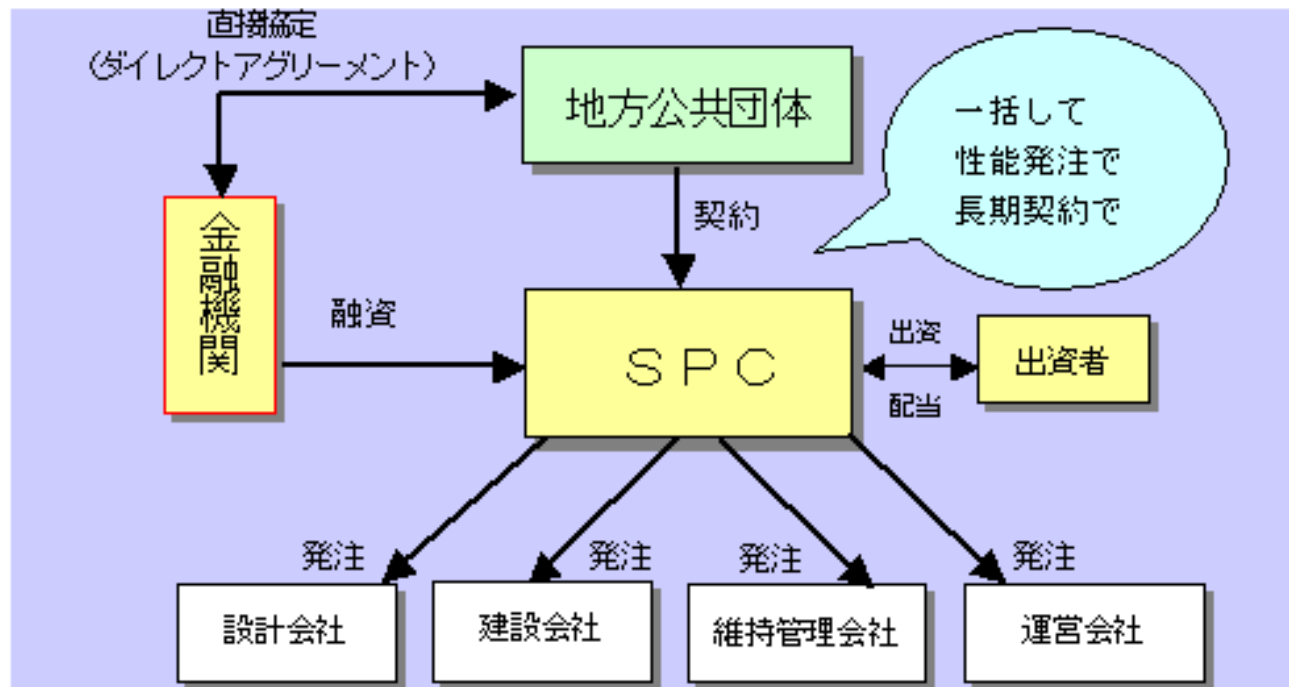


4. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ SPC(特別目的会社)

資産の流動化に関する法律に基づき、当該事業の実施を目的として設立される法人、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。

コンセッション方式(レベル4)では、公募提案する共同企業体が、新会社(=SPC)を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

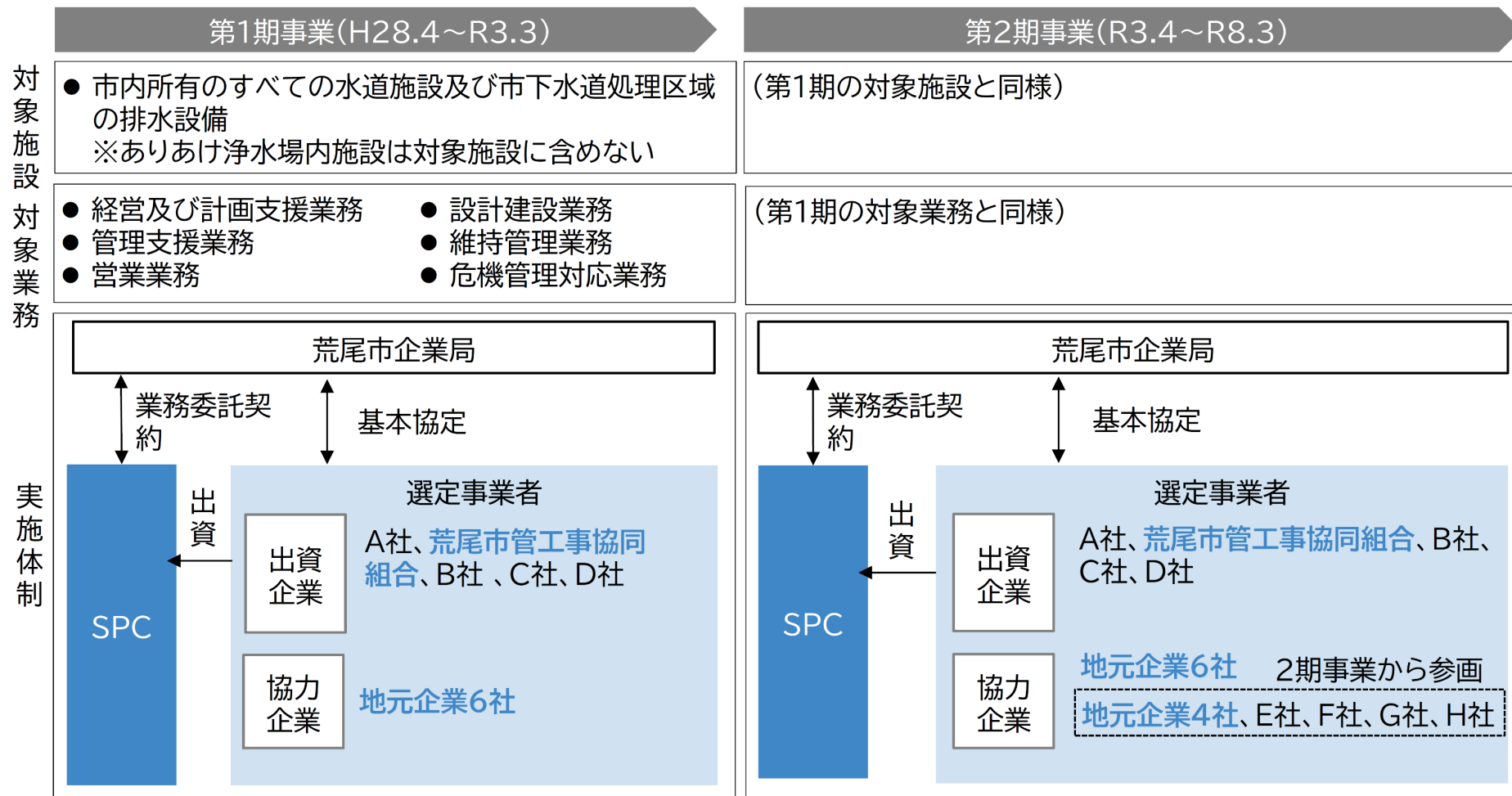


出典)内閣府民間資金等活用事業推進室HP

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/kiso/kiso04_01.html

4. 官民連携事業と地元企業の参画

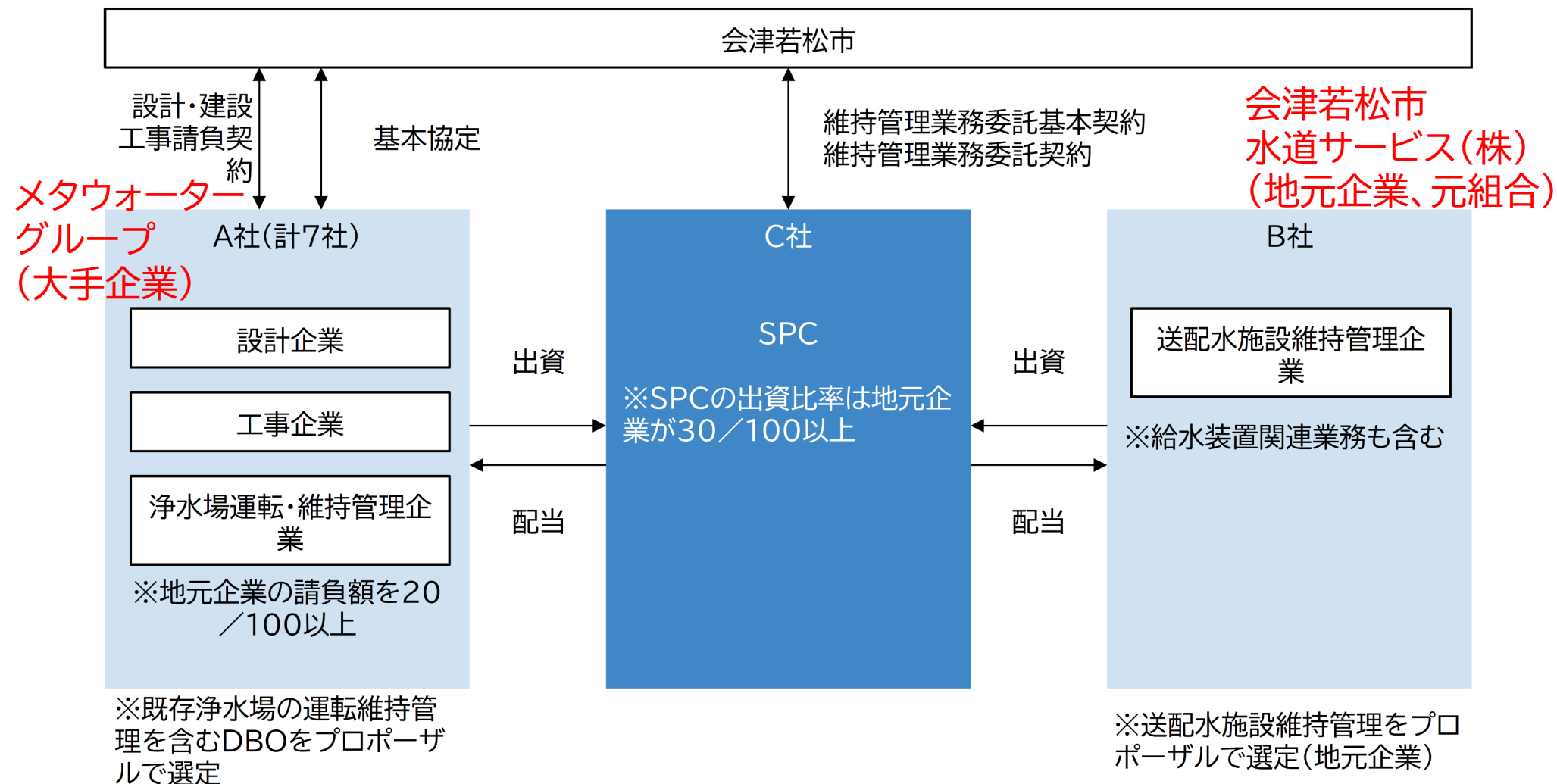
◆ 地元企業の参画事例： 熊本県荒尾市



※青字：荒尾市内の民間事業者等

4. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ 地元企業の参画事例： 福島県会津若松市



4. 官民連携事業と地元企業の参画

◆ 地元企業の参画事例：大阪府河内長野市

	第1期事業 (H26.4～H28.3)	第2期事業 (H28.4～R3.3)	第3期事業 (R3.4～R8.3)
対象施設	- 旧コミュニティプラント6地区内 - 污水管渠、マンホール、中継ポンプ施設、取付管、公共污水枿等	(第1期の対象施設に加え) 雨水管渠、雨水函渠、マンホール、取付管等	(第2期の対象施設に加え) 公共下水道、特定環境保全公共下水道(日野地区、滝畑地区)に拡大
対象業務	- 計画的維持管理業務(巡視・点検、調査、清掃、修繕) - 計画等策定業務(維持管理計画・長寿命化計画策定) - 日常的維持管理業務(住民対応、事故対応、災害対応等)	(第1期の対象業務に加え) - 計画的維持管理業務(改築工事) - 計画等策定業務(維持管理計画・長寿命化計画策定(ストックマネジメント計画))	(第2期の対象業務に加え) - 実施設計業務・改築工事 - 公共污水ます設置・改築承諾調査業務 (計画等策定業務に代わり)計画等変更業務 - ストックマネジメント計画に伴う管路調査業務
実施体制	受託者 代表企業 構成企業 A社 B社・C社・D社・ 地元企業 第3期事業では地元企業が代表企業を担当		受託者 代表企業 構成企業 地元企業 A社・B社・C社・D社



直営

窓口業務

市民対応

使用料
負担金事務

会計事務

その他事務

改築工事設計

改築工事施工

民間(JV)

代表企業

構成企業（管路施設）

緊急対応
（苦情受付、緊急補修等）

維持管理
（MPの設備修繕等）

維持管理
（点検清掃、修繕等）

維持管理
（管渠調査、公共枿改修等）

ストマネ
計画策定

ストマネ計画
に基づく点検調査

改築工事設計

改築工事施工

構成企業（処理場・ポンプ場施設）

維持管理
（運転管理、点検、修繕
等）

ストマネ計画策定

ストマネ計画
に基づく点検調査

構成企業（その他）

災害対応
（初動対応）

排水設備設置
（受付等事務）

地元業者は
いずれも参画可能



専門業者

凡例

公共（管路施設）

公共（処理場・ポンプ場施設）

その他施設、事務等

ご清聴ありがとうございました

参考資料

1. ウォーターPPPの概要:内閣府

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf

2. 官民連携(PPP／PFI)の活用:国土交通省

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html

3. 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版(令和6年11月11日)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001842287.pdf>

4. 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(令和7年4月)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001883967.pdf>

5. 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版(令和8年4月)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001995093.pdf>

6. 下水道分野におけるウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)に関するQ&A(令和6年4月24日)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf>

7. 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(案)改正検討会:国土交通省

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000781.html

8. ウォーターPPP導入検討の進め方について／PPP/PFI手法選択ガイドライン令和4年度改定版(パワーポイント版)

+ 管理・更新一体マネジメント方式

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001617903.pdf>

用語の説明

- 維持管理と更新(改築)の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するための事業方式であり、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」の2方式がある。また、この管理・更新一体マネジメント方式を、ウォーターPPP(レベル3.5)と呼ぶ。

- コンストラクションマネジメント(CM)

発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャー(CMr)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

- コンセッション(レベル4)

管理者(市)は運営業者(事業者)に運営権を設定。運営権により、運営権者(事業者)は原則として利用者(市民)から収受する下水道利用料金により事業を運営する方式。

用語の説明

- 性能発注

発注者が求めるサービス水準を明らかにし事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

一方で仕様発注(方式)は、発注者が施設の構造、資材、施工方法について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

- ストックマネジメント

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

- 統括・マネジメント業務

適正な事業運営を目的として、維持管理・計画・改築更新等の多岐にわたる業務を統括的に管理すること。これまで発注者側の役割であったものを、事業者側が実施するため、ウォーターPPP業務に含む場合は適切な積算により事業費に反映する。

用語の説明

- プロフィットシェア

契約時に見積もった工事費や契約時に見積もった維持管理費が企業努力や新技術導入等で縮減した場合において、縮減分を官民でシェアする仕組み。

- プロポーザル方式

プロポーザル方式においては、事業者選定の段階において業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する方式。

- 民間意向調査(マーケットサウンディング)

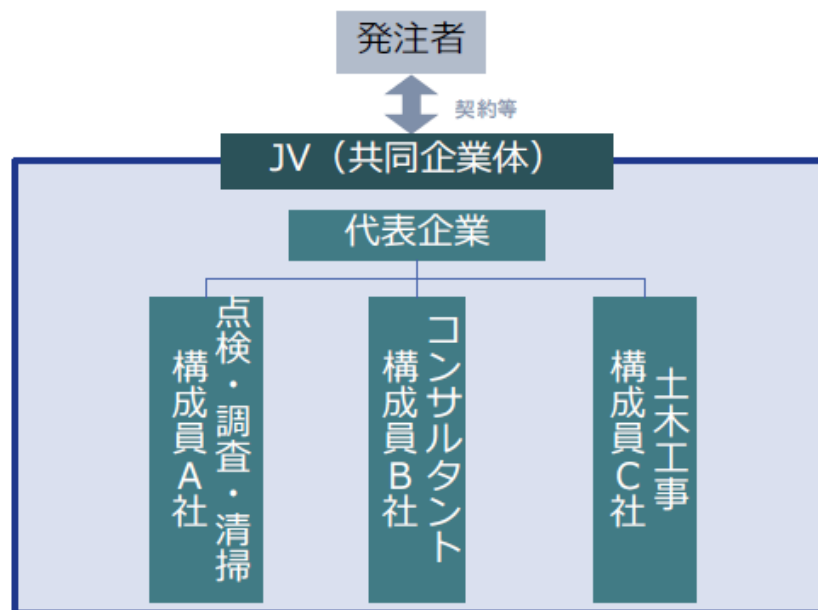
事業に対して、民間事業者の関心度合い(参入意欲)、参入条件等の意向のほか、事業スキームや必要な検討事項、開示情報等について検討・把握することを目的に実施する調査のこと。

用語の説明

- JV(共同企業体)

建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

JV（共同企業体）のイメージ



用語の説明

・ SPC(特別目的会社)

資産の流動化に関する法律に基づき、当該事業の実施を目的として設立される法人、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。

コンセッション方式(レベル4)では、公募提案する共同企業体が、新会社(=SPC)を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

単独事業者、JV、SPCの比較

類型	単独の民間事業者等	JV(ジョイントベンチャー)	SPC等の新会社の設立
効果・メリット	-	SPC等の新会社の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)	- 一体的な事業実施 - 倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ポイント	対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と改築関係)を一者で対応できる民間事業者は限られる	- 一体的な事業実施の観点を考慮 - 中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	- 新会社の設立や運営等の負担が大きい - 官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある

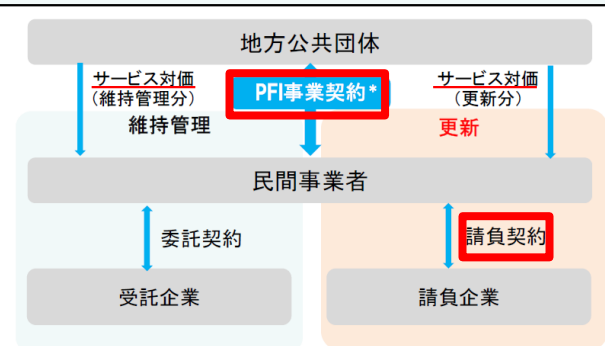
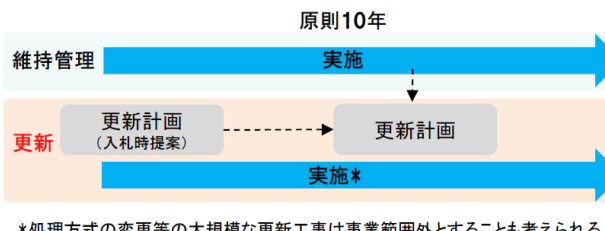
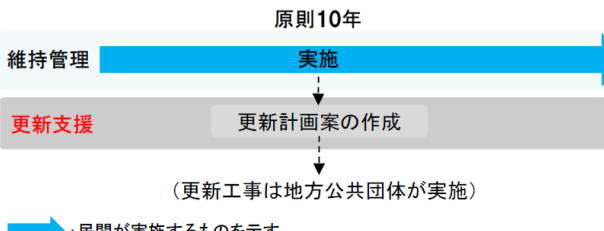
68

出典) 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版

用語の説明

- 更新支援型、更新実施型

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」とがある。

類型	更新実施型	更新支援型
契約関係(例)	 地方公共団体 サービス対価 (維持管理分) 維持管理 PFI事業契約* サービス対価 (更新分) 更新 民間事業者 委託契約 受託企業 請負企業 請負契約 * PFI事業契約を原則とする	 地方公共団体 委託費 (維持管理分) 維持管理 委託契約 委託費 (更新支援分) 更新支援 民間事業者 委託契約 受託企業 請負企業 請負契約 ・更新計画案の作成 ・ビュア型CM*等 *「地方公共団体におけるビュア型CM方式活用ガイドライン(令和2年9月国土交通省)」を参照
事業フロー(例)	 原則10年 維持管理 実施 更新 更新計画 (入札時提案) 更新計画 実施* *処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。	 原則10年 維持管理 実施 更新支援 更新計画案の作成 (更新工事は地方公共団体が実施) → : 民間が実施するものを示す
特長	○更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。	○発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。